

## 〔R0127〕 関係法令融合

次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約における瑕疵担保責任の特例において、「住宅の構造耐力上主要な部分等」には、「雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分」は含まれない。
2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が100㎡であるものの発注者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、建設業の仕事で、建築物に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。

〔R0127〕 正答 1

1. 誤り。住宅品確法令5条2項二号により、「雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分」は、瑕疵担保責任の特例における、雨水の浸入を防止する部分として、「住宅の構造耐力上主要な部分等」に含まれる。
2. 正しい。耐震改修法7条及び11条により、要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全上の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
3. 正しい。建設リサイクル法9条1項、3項及び同法令2条1項一号により、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80㎡以上（設問は100㎡）であるものは対象建設工事に該当し、同法10条1項により、その発注者又自主施工者は、原則として、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
4. 正しい。労安法88条3項及び同法規則90条五号の二により、事業者は、建設業の仕事で、建築物に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。